

答 申 第 202 号  
平成17年12月 1日

千葉県知事  
堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年4月25日付け印整第118号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成17年3月2日付けで異議申立人から提起された平成17年1月17日付け印整第332号で行った行政文書開示決定及び行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

## 第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が「『国道道路改築事業国道296号バイパス工事に係る佐倉都市計画事業井野東土地区画整理事業の費用負担に関する覚書』にいたる事前協議等過程がわかる文書全般」の開示を求める開示請求（以下「本件請求」という。）に対して下記1の文書を特定して行った行政文書開示決定（以下「本件決定1」という。）及び下記2の文書を特定して行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定2」という。）は妥当である。

### 記

#### 1

- (1) 平成12年9月12日「井野東土地区画整理の事業認可の事前打合せ」
- (2) 平成14年11月12日「296号バイパス工事に係る佐倉市井野東土地区画整理事業の費用負担に関する覚書締結のための事前打合せ記録」
- (3) 平成14年11月18日「国道296号バイパス工事に係る公管金算定のための佐倉市井野東土地区画整理組合との不動産鑑定についての打合せ記録」

#### 2

- (1) 「鑑定地の選定」の伺い文書
- (2) 平成14年9月5日「不動産の鑑定を行う土地について」
- (3) 国道道路改築事業佐倉市井野東土地区画整理組合公管金資料

## 第2 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成17年1月17日付け印整第332号で行った本件決定1及び本件決定2（以下両者を併せて「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 井野東土地区画整理組合事業の事業計画書内の資金計画「収入の部」において性格・金額ともに重要な位置を占める「公共施設管理者負担金」

(以下「公管金」という。)の算定根拠にかかわる行政文書の全てを開示請求したが、①未開示文書があることが推測できる。また、②その文書検索方法、③開示方法に疑義がある。

- (2) 公管金についての協議した打合せ・会議の記録・資料のすべてが開示されていない。

平成16年11月以来、2度にわたり上記公管金の算定方法がわかる行政文書の開示を申請してきたが、直接にかかる文書として、印旛土木事務所名による「(上記組合)事業の施行に伴う公共施設管理者負担金認定のための施行別費用総額比較」(平成15年2月13日現在)1枚が開示された。いつだれの不動産鑑定かも不明なままの文書であったので、再度、算定基準、算定方法、公管金について佐倉市井野東土地地区画整理組合(以下「組合」という。)と協議した打合せ・会議、そこに提出された資料等すべての文書の開示を求めたところ、平成17年1月17日、一部関係文書が開示されたのみである。しかし、組合認可の際の組合の組合の事業計画書に付された「経過報告書」によれば、組合は公管金について、少なくとも次のように8回の協議を行っていることは明らかなので、上記開示文書以外にも打合せ・会議の記録及び資料は存在するはずである。にもかかわらず、開示は一部文書に過ぎなかった。本件開示は、文書管理と文書検索方法の不備を補充する手立てをしないまま漫然とした検索結果を開示したことに異議を申し立てる。

平成10年 2月 3日 組合と印旛土木事務所

平成11年 8月10日 同上

9月17日 同上

12月14日 組合と道路建設課

平成12年 3月 8日 組合と印旛土木事務所

3月28日 同上

平成13年 2月 6日 組合と印旛土木事務所、佐倉市都市整備課

4月17日 同上

- (2) 開示の際、公管金11億300万円という数字がいつどのように決まったのかを示す文書の調査回答の不備。

平成17年1月17日に開示された文書につき、不足の文書の検索調査・提示を依頼したところ、その回答は2月25日であった。道路計画課(平成15年度以前における道路建設課。以下同じ。)より当該文書がないという結果報告が電話でなされた。回答の不備、遅延は著しく、異議申立ての始期を1月17日とするならば異議申立てのための準備を著

しく害するものであり、始期は2月25日と見るのが合理的ではないのか。にもかかわらず、異議申立ての期間の始期は動かせないという対応は、情報公開制度における異議申立ての趣旨に反し、形式的過ぎる運用である。

なお、1月17日開示当日、不足文書につき、「あらためて行政文書公開申請をしましょうか」との当方から申出を不要とされた経緯もあっただけに、納得できない対応に異議を申し立てる。

(3) 文書管理の不備と文書検索の方法に疑義がある。

上記(2)の電話回答の折、担当者は、当該文書調査に際して、「井野東土地区画整理組合にも問い合わせたが、組合でも持っていない。」と話していた。公管金の受領者である組合に行政文書の所在を問い合わせること自体、その回答の公正さや透明性が確保できないばかりか、文書の隠匿や改ざんをさえ助長しかねない担当者の対応、決定に異議を申し立てる。

(4) 本件「理由説明書」の主旨は何なのか。誰の誰のための理由説明書なのか。審査会宛となっているが、何の「理由」説明書なのか理解できない文書であった。異議申立人が異議申立ての対象としてない不開示処分の「対象」及び不開示「理由」は不要である。5頁にも及ぶ文書において異議申立人の申立て理由について言及するのは半頁にも及ばない。審査会ないし審査委員においては、申立人の「異議申立書」及び本意見書を直接提示・提出が肝要である。

(5) 文書中に「記録として残す必要のある事項について議事録を作成している」となっているが、公管金11億300万円を県が負担するという重大案件の金額について、記録にとどめないような会議や打合せで協議されたとは到底考えられない。その数字がある日突然当然のこととして浮上することこそ、不自然なことである。

現に申立書でも明らかなように、開示文書のなかではじめてその金額が浮上する平成12年9月12日文書「印整332」以前に8回の協議を持ったことは、組合作成の「経過報告書」からも明らかであり、組合が虚偽報告をする必然性がない。

少なくとも上記「経過報告書」が提出された時点(平成12年6月「事業報告書(案)」)で、印旛土木事務所はその協議の実態と記録を精査すべきであって、放置した点で重大な不作為があり、文書管理・保管に重大な不備があったといわなければならない。それにもかかわらず、文書目録・保管場所に文書が存在しなかったという一点をもって、その記

録が一切残されていないという判断に瑕疵がある。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

#### 1 国道道路改築事業（国道296号八千代バイパス）について

一般国道296号八千代バイパスは、八千代市域及び佐倉市域の交通渋滞の緩和を図るため整備を進めている延長5.2kmの2車線道路である。

このうち佐倉市井野東土地区画整理事業区域内の道路用地については、公管金により取得することとし、平成15年度に組合と道路管理者である実施機関が平成15年度から平成20年度までを負担期間とし、覚書を締結している。

#### 2 本件決定1について

##### (1) 対象文書の特定について

異議申立人は、公管金の覚書締結にいたる事前協議等過程がわかる文書全般を請求し、この内容について実施機関の担当課（所）としての印旛地域整備センター（平成15年度以前における印旛土木事務所。以下同じ。）が異議申立人に確認したところ、公管金の覚書締結にいたる過程がわかる全文書を求めているとのことであったため、印旛地域整備センターは関係する文書全てを対象とし、所有する全ての文書書庫の検索を行ったものである。

さらに、これまでに当該業務に従事した職員への文書の存在有無の確認を行い、文書検索に万全を期したうえで、文書を特定し開示決定を行った。

##### (2) 本件決定1の文書の内容について

ア 平成12年9月12日「井野東土地区画整理の事業認可の事前打合せ」

当該文書は佐倉市井野東土地区画整理組合設立準備会が事業認可書の県都市整備課への申請に先立ち、印旛地域整備センターと行った事前打合せ及び公管金の仮協定に関する打合せの会議記録である。

イ 平成14年11月12日「296号バイパス工事に係る佐倉市井野東土地区画整理事業の費用負担に関する覚書締結のための事前打合せ記録」

当該文書は佐倉市井野東土地区画整理事業に係る道路事業の費用負担に関する覚書締結のために県庁関係機関（都市整備課、道路計画課、印旛地域整備センター）が行った事前打合せ記録である。

ウ 平成14年11月18日「国道296号バイパス工事に係る公管金算定のための佐倉市井野東土地区画整理組合との不動産鑑定についての打合せ記録」

当該文書は佐倉市井野東土地区画整理事業に係る道路事業の費用負担額算定のための不動産鑑定に関して印旛地域整備センター、不動産鑑定業者及び当該土地区画整理組合の打合せ記録である。

### 3 本件決定2について

#### (1) 対象文書の特定について

前記2(1)の説明のとおりである。

#### (2) 本件決定2の文書の内容及び不開示部分について

##### ア 「鑑定地の選定」の伺い文書

当該文書は、国道296号国道道路改築事業の施行に伴う、佐倉都市計画事業井野東土地区画整理事業の公管金算定のための鑑定地を決定するための文書であり、伺い文、位置図、選定理由からなっている。それらのうち、不開示部分は土地の所有者の氏名、土地の所在の大字、地番及び位置図のうち鑑定地を示す部分である。

##### イ 平成14年9月5日「不動産の鑑定を行う土地について」

当該文書は、上記鑑定地選定に関しての佐倉市井野土地区画整理組合への事務連絡文書である。それらのうち、不開示部分は土地の所有者の氏名、土地の所在地の大字及び地番である。

##### ウ 国道道路改築事業佐倉市井野東土地区画整理組合公管金資料

当該資料は、国道296号バイパス計画路線上に上記組合が計画している土地区画整理事業区域内のバイパス用地の公管金資料であり、その構成は以下のとおりである。

#### (ア) 施行種別費用総額比較

区画整理公管金、道路事業施行、保留地購入の各手法による場合の費用比較を検討した文書である。それらのうち、不開示部分は、個人の不動産の所有者氏名、所在の大字及び地番である。

#### (イ) 路線価からの推計

税務署公表の路線価から用地買収額を推定した文書である。

#### (ウ) 不動産鑑定結果

「鑑定地の選定」の伺い文書により選定した、鑑定地の市街化区域編入前後の価格時点における不動産鑑定結果及び採用単価の一覧表である。それらのうち、不開示部分は、鑑定対象不動産の所在地の字及び地番である。

(エ) 土地調書（価格時点 H13. 3. 1）

不動産鑑定結果の市街化区域編入前の価格時点における道路事業施工額の調書である。それらのうち、不開示部分は、個人の土地所有者の氏名、住所、土地の字及び地番である。

(オ) 土地調書（価格時点 H14. 12. 1）

不動産鑑定結果の市街化区域編入後の価格時点における道路事業施工額の調書である。それらのうち、不開示部分は、個人の土地所有者の氏名、住所、土地の字及び地番である。

(カ) 不動産鑑定評価書（価格時点 H13. 3. 1）

「鑑定地の選定」の伺い文書により選定した鑑定地の市街化区域編入前の価格時点における不動産鑑定を2社の不動産鑑定所に依頼し、それぞれが鑑定評価した不動産鑑定評価書である。それらのうち、不開示部分は、不動産鑑定所の代表者の印影、鑑定対象不動産の所在地の字、地番、所有者氏名、鑑定地近隣の売買取引年月、位置図、事例図、近隣地図、地籍図、公図写、地籍測量図及び現況写真である。

なお、位置図のうち鑑定対象不動産の位置が確認できるもの、事例図、近隣地図、公図写、地籍測量図及び現況写真については不開示としている。

(キ) 不動産鑑定評価書（価格時点 H14. 12. 1）

「鑑定地の選定」の伺い文書により選定した鑑定地の市街化区域編入後の価格時点における不動産鑑定を2社の不動産鑑定所に依頼し、それぞれが鑑定評価した不動産鑑定評価書である。それらのうち、不開示部分は、不動産鑑定所の代表者の印影、鑑定対象不動産の所在地の字、地番、所有者氏名、鑑定地近隣の売買取引年月、位置図、事例図、住宅地図、地籍図、公図写、地籍測量図及び現況写真である。

なお、位置図のうち鑑定対象不動産の位置が確認できるもの、事例図、住宅地図、公図写、地籍測量図及び現況写真については不開示としている

#### 4 不開示の理由について

(1) 千葉県情報公開条例第8条第2号該当性について

ア 不動産所有者の住所及び氏名は、個人に関する情報であって、特定個人を識別できるものであるので、本号本文に該当する。

イ 土地の所在及び地番は、何人も申請により取得することができる登

記事項証明書等と照合することにより、特定の個人を識別することができるもので、本号本文に該当する。

ウ 位置図、公図写及び写真等は、所在地が確認できるものであり、何人も申請により取得することができる登記事項証明書等と照合することにより、特定の個人を識別することができるもので、本号本文に該当する。

(2) 千葉県情報公開条例第8条第3号該当性について

ア 法人の代表者の印影は、法人自ら管理すべき内部管理に属する情報であり、事業活動に関係なく一般に公開されることとなれば、法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められるので、本号本文イに該当する。

イ 鑑定地近隣の売買時期の情報は、当該法人の事業活動のノウハウに関する情報であり、これらの情報を開示することにより当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められるため、本号本文イに該当する。

5 異議申立ての理由について

異議申立人は、公管金について協議した打合せ・会議の記録・資料のすべてが開示されていないとし、他に文書がある旨主張している。その主張は、組合認可の際の事業計画書に付された「経過報告書」（日付、協議先、事項及び状況の協議記録が記載されている。）を根拠として、印旛地域整備センターの開示決定等を行った文書以外にも協議を行っている記載があるため、この時の打合せ・会議の記録及び資料が存在すると主張し、開示を求めている。

印旛地域整備センターは、通常、会議等の議事録の作成については出張により出席した場合は復命書等により報告を行い、それ以外については、記録として残す必要がある事項について議事録を作成している。今回の開示決定等に当たっては、管理保管している文書目録及び書庫等文書の保管場所として考えられるすべての場所を確認し、請求に係る文書をすべて特定し開示決定等を行ったものであり、異議申立人の主張する文書は存在しない。

第4 審査会の判断

1 本件決定について

異議申立人が平成16年12月16日付けで行った行政文書開示請求は、「『国道道路改築事業国道296号バイパス工事に係る佐倉都市計画

事業井野東土地区画整理事業の費用負担に関する覚書』にいたる事前協議等過程がわかる文書全般」（本件請求）、「とくに事業計画変更（03.4.11）認可の折、公管金について言及し、変更せずとのチェック・確認がわかる文書」、「同上土地区画整理事業組合が未だ準備組合の折、提出された事業計画書の中の資金計画の中、公管金について言及協議した文書」及び「保留地処分価格の積算根拠が示されているにもかかわらず、公管金の積算根拠が事業計画書に記述がないようだがなぜなのかが分かる文書。保有、作成、組合からの取得が不要な根拠を示す文書」であった。

実施機関は、このうち本件請求に対し、印整第332号により、「平成12年9月12日『井野東土地区画整理の事業認可の事前打合せ』」、「平成14年11月12日『296号バイパス工事に係る佐倉市井野東土地区画整理事業の費用負担に関する覚書締結のための事前打合せ記録』」及び「平成14年11月18日『国道296号バイパス工事に係る公管金算定のための佐倉市井野東土地区画整理組合との不動産鑑定についての打合せ記録』」を特定し行政文書開示決定（本件決定1）を、「『鑑定地の選定』の伺い文書」、「平成14年9月5日『不動産の鑑定を行う土地について』」及び「国道道路改築事業佐倉市井野東土地区画整理組合公管金資料」を特定し行政文書部分開示決定（本件決定2）を行ったものである。

また、実施機関は、本件請求に対し道路計画課（平成15年度以前における道路建設課。以下同じ。）を担当課として、別途「『佐倉市井野東土地区画整理事業の事前説明』会議録」及び「佐倉市井野東土地区画整理組合の設立認可申請に係る事前協議について（回答）」を特定した行政文書開示決定（以下「道計決定」という。）を行い、道計決定を不服とする異議申立てに対しては、答申第201号で検討しているところである。

## 2 本件決定で開示された行政文書以外の行政文書の存在について

異議申立人は異議申立書において、様々な主張をしているが、要約すれば実施機関が行った本件決定1及び本件決定2に関して、いずれも行政文書の検索が不十分であり、他に特定すべき文書が存在するとの主張であると解される。

また、本件請求の趣旨は、費用負担（公管金）の決定の経緯についての行政文書全般の開示を求めていると解されるので、まず公管金に係る制度について概観し、その後に、実施機関が行った本件決定について、それぞれの文書の特定等の妥当性について検討する。なお、異議申立人は、意見書において本件決定2における不開示部分については異議申立ての対象ではないとしているので、当審査会は当該不開示部分の妥当性については、審

査しない。

(1) 公管金について

公管金とは、土地区画整理法第120条を根拠とするもので、区画整理区域内に道路、公園、河川など重要な公共施設の整備計画がある場合、その公共施設用地を取得する場合の用地費、補償費及び事務費の範囲内で、土地区画整理事業者が公共施設管理者に対して求めることができる費用負担のことである。

本件請求に係る公管金（以下「本件公管金」という。）は、一般国道296号八千代バイパスに係る佐倉市井野東土地区画整理事業区域内の道路用地のものであり、本来、道路管理者である実施機関が、自ら道路用地を取得した場合に要する費用（補償費を含む。以下「用地取得費用」という。）の額の範囲内で、覚書を交換して公管金の額を決定する必要があるものである。

(2) 本件公管金の額の決定について

本件公管金の額の決定に当たっては、道路管理者である実施機関が、用地取得費用を算定するため、当該土地が市街化区域に編入される前の平成13年3月1日の時点及び市街化区域編入後の平成14年12月1日の時点の両時点について、それぞれ2社の不動産鑑定業者に印旛地域整備センターが鑑定評価を委託し、示された鑑定評価額の低額の評価額を採用単価とするなどして、上記両時点の用地取得費用を算定したうえ、組合から提示された本件公管金の額を比較し、本件公管金の額が用地取得費用の範囲内であることを確認していることが認められる。

そして、組合が行った本件公管金の額の算定は次のように行われていることが認められる。

ア 事業計画書（案）中の資金計画に公管金の額（11億300万円）

が計上されていることから、本件公管金の額の算定は、組合設立認可前の平成12年6月以前に算定されたものであると認められる。

イ 本件公管金の額の算定における用地費の算定は、従前土地の単価を基に行われており、当該従前土地の単価は、組合設立認可予定の時点であった平成13年の見込みの単価（35,000円/㎡）で設定されている。

ウ 本件公管金の額の算定における補償費の算定は、建築物移転補償費として標準的な対象家屋の床面積（95.22㎡）を採用し、モデルケースとしての1軒の補償額（25,000,000円）の5軒分として設定している。

(3) 本件決定で特定された行政文書以外の行政文書について

実施機関は、本件決定において上記1のとおり6件の行政文書を特定し、開示決定又は部分開示決定を行った。また、実施機関に確認したところ、本件請求以前に行われた異議申立人からの開示請求に対して、「国道道路改築事業国道296号バイパス工事に係る佐倉都市計画事業井野東土地区画整理事業の費用負担について（副申）」「国道道路改築事業国道296号バイパス工事に係る佐倉都市計画事業井野東土地区画整理事業の平成15年度における費用負担に関する協定書の締結について（通知）」及び「平成15年度支出負担行為支出伝票及び添付書類」を特定した部分開示決定（以下「既開示決定」という。）を行っている。そして、本件決定を行うに当たっては、既開示決定において特定した行政文書は、本件決定における対象文書に含めなくて良いとの意向を異議申立人から受けているとのことである。

そうすると、本件決定においてさらに特定すべき行政文書が存在したかについての検討は、本件決定と既開示決定で特定された行政文書以外の行政文書の存在について行うべきものと判断される。

そこで、検討すると、公管金の性格や本件公管金の額の決定の概要は上記(1)及び(2)のとおりであり、覚書における費用負担（公管金）の額は、組合が提示した公管金の額について、その算定方法の妥当性及び当該公管金の額が実施機関が算定した用地取得費用の範囲内であるかを判断して、道路管理者である実施機関が認めることによって決定するものとの実施機関の説明は不合理とは言えない。

そして、組合が組合の設立認可予定時点であった平成13年における従前土地の単価を基に公管金の額を算定し、道路管理者である実施機関が市街化区域編入の前後について鑑定評価を実施し、それとの比較によって本件公管金の額を決定したものと認められる。よって、本件決定及び既開示決定において特定された行政文書以外の行政文書が存在しなければならぬ根拠までは確認できない。

しかしながら、異議申立人は、認可の際の事業計画書に付された「経過報告書」を基に、開示されている行政文書の他に、少なくとも8回の打合せ・会議の記録及び資料が存在すると主張している。一方、実施機関は会議等の議事録の作成については、出張により出席した場合は復命書等により報告を行い、それ以外については、記録として残す必要のある事項について議事録を作成しているとし、特定した行政文書以外の行政文書は存在しないと説明する。

異議申立人が示す8回の期日の協議のうち、平成11年12月14日の協議については、県側の当事者は道路計画課とされているところ、本件請求に対して、実施機関は道路計画課を担当課として、別途道計決定を行い、当該決定に対する異議申立てについては、答申第201号で検討しているところである。

道計決定において対象となる行政文書に記録される以外の協議で、異議申立人が示す期日のものについて、実施機関の説明するような記録として残す必要のある事項のないものであったかどうかは確認できないが、組合の側に打合せを行った記録が残っていたことをもって、協議に参加した実施機関として同種の記録を保有していることの根拠とすることまではできないものと認められる。そして、当時、実施機関の事務に適用されていた旧千葉県処務規程（昭和31年千葉県訓令第10号）第61条第3項の復命に関する規定にも「ただし、当該旅行が上司に随行した場合又は用務が軽易な事項であると所属長が認める場合には口頭で復命させることができる。」と規定されていることや、開示された打合せ記録がごく簡易な記録であることなどを考慮すると、開示されたもの以外の打合せ記録を作成していないとする実施機関の説明は、不合理とまではいえない。

また、現に実施機関の事務室、書庫等からもその存在は確認されないことから、特定された行政文書以外の文書は存在しないとした判断は妥当である。

### 3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、開示の実施の際の実施機関の対応等について、様々な主張をしているが、対象となる行政文書の存否の判断に影響がある事項ではないため、当審査会は判断しない。

### 4 結 論

以上のとおり、本件請求に対して特定すべき文書は、本件決定1及び本件決定2で特定した文書以外には存在しないと認められるので、本件決定1の行政文書開示決定及び本件決定2の行政文書部分開示決定は妥当である。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 4. 25	諮問書の受理
17. 6. 8	実施機関の理由説明書の受理
17. 7. 14	異議申立人の意見書受理
17. 7. 28	審議 実施機関から開示決定等の理由聴取
17. 9. 26	審議
17. 10. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科長	
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成17年10月27日現在)